

制 定 平成 29 年 4 月
改 正 令和 7 年 10 月

教育委員会所管の学校の職員の部分休業の取扱いについて

標題について、「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成 3 年法律第 110 号）及び「職員の育児休業等に関する条例」（平成 4 年大阪市条例第 4 号。以下「育児休業条例」と言う。）に基づき、次のとおり定める。

記

1 対象者

教育委員会所管の学校の職員（育児休業条例第 18 条に掲げる者を除く。以下、「職員」という。）でその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、校長又は園長（以下「校長」という。）を通じて教育委員会に対し部分休業の承認を請求した者。ただし、引き続き勤務する意思のある者であること。

なお、男性職員は、配偶者が産前産後休暇中又は産前産後休暇を取得しない場合にあっては、産前 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内若しくは産後 8 週間以内の期間であっても、部分休業の請求ができるものとする。

2 承認時間等

【第 1 号部分休業】

1 日を単位として、2 時間以内（育児時間及び介護時間は、この 2 時間に含める）で、承認する時間は 30 分単位で必要とされる時間とする。

【第 2 号部分休業】

1 年（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）につき 10 日相当の範囲内で、承認する時間は 1 日又は 1 時間単位で必要とされる時間とする。また、残時間数に 1 時間未満の端数がある場合、その残時間数の全てについて部分休業を請求することができる。

3 休業の承認

- (1) 部分休業の承認を受けようとする者は第 1 号部分休業若しくは第 2 号部分休業のいずれかの区分を選択し、校長に請求し承認を受けなければならない。
- (2) 前号の請求があったときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、原則として部分休業を承認するものとする。
- (3) 部分休業が年次休暇・特別休暇・職務免除と重複する場合は、部分休業を承認しない。

(4) 個々に部分休業を承認しない場合（全号の場合を含む。）は、「部分休業取消表」により処理する。

4 区分の変更

特別な事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、変更を行わなければ、育児時間に係る子の養育に著しい支障が生じると認める事情をいう。）が生じた場合のみ区分の変更ができる。

5 休業の失効等

(1) 以下の場合、部分休業は効力を失う。

- ① 部分休業をしている職員が産前休暇を始め、又は出産した場合。
- ② 部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合。
- ③ 当該部分休業に係る子が死亡し、又は当該職員の子でなくなった場合。

(2) 以下の場合、部分休業の承認を取り消す。

- ① 部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなった場合。
- ② 育児休業条例第21条に掲げる場合。

6 請求手続

(1) 第3項に定める請求は、原則として部分休業開始予定日の1月前までに部分休業を継続する全期間について「部分休業承認請求書」により校長に対し行うものとする。

なお、部分休業は1日を単位としているが、その継続する全期間を通じて請求するものとする。

(2) 前項1号及び2号に該当する事由が発生したときは、速やかに「養育状況変更届」により校長に届け出るものとする。

7 その他

教職員勤務情報システムへの登録は行う。

8 部分休業に伴う要員措置は行わない。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2. 次に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 部分休業の取扱いについて(教員以外の市費職員)(平成4年4月1日 教委校(全)
第12号)

附 則

(施行期日)

1. この規程は、公布の日から施行する。
2. この規程による改正後の教育委員会所管の学校の職員の部分休業の取扱いについての規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年10月1日から施行する。

部分休業承認請求書

年 月 日

様

学校園名

職種

氏名

印

次のとおり部分休業の承認を請求します。

請求に係る子	生年月日 年 月 日 氏名 年 月 日 生 続柄
請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月 日 間
請求時間 (育児時間・介護時間)	午前 時 分 から 午前 時 分 まで (育児時間 午前 時 分 から 午前 時 分 まで) (介護時間 午前 時 分 から 午前 時 分 まで) 午後 時 分 から 午後 時 分 まで (育児時間 午後 時 分 から 午後 時 分 まで) (介護時間 午後 時 分 から 午後 時 分 まで)
備考	

1 添付書類

住民票等 (初めての請求者)

2 備考欄

- (1) 産後休暇の終了日・育児休業の終了日等を記入すること。
- (2) 配偶者が部分休業を取得する場合、その旨記入すること。

校長

部分休業取消表

請求者

計 時間 分

養育状況変更届

年　　月　　日

様

学校園名

職　　種

氏　　名　印

次のとおり育児休業・育児短時間勤務・部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出事由（該当する番号に○印をつけること）

(1) 休業等に係る子を養育しなくなった

①同居しなくなった

②負傷・疾病

③その他（ ）

(2) 休業等に係る子を配偶者が養育できることになった

(3) 休業等に係る子が死亡した

(4) 休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消を含む）

(5) 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

(6) 休業等に係る子についての特別養子縁組に係る家事審判事件が終了した

(7) 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置（里親委託等）が解除された

(8) その他（ ）

2 届出事由が発生した日

年　　月　　日